令和3年度 自己点検シート

(人員・設備・運営編)

(居宅介護支援)

事業所番号: 33 事業所名: 点検年月日: 令和 年 月 日() 点検担当者: (凡例)

条例:津山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 (平成30年津山市条例第7号)

(注)

確認事項の根拠法令は、太字記載の法令(条例、告示等)を参照のこと 各項目において、適切であれば「適」に〇を付すこと 該当のない事項については、「無」に〇を付すこと

確認事	項	適	無	否	確認書類等
第1 基本方針					
基本方針 →条例第2条					【基準省令第1条の2】
(1)利用者が可能な限りその居宅において、そ 立した日常生活を営むことができるように か。		適	無	否	・定款、寄附行為等 ・運営規程 ・パンフレット等
(2)利用者の心身の状況、その置かれている野の選択に基づき、適切な保健医療サービス 多様な事業者から、総合的かつ効率的に提 行っているか。	ス及び福祉サービスが、	適	無	否	
(3)指定居宅介護支援の提供に当たっては、利 尊重し、常に利用者の立場に立って、利用 宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅 に偏することがないよう、公正中立に行っ	月者に提供される指定居 ミサービス事業者に不当	適	無	否	
(4)事業の運営に当たっては、市町村、地域を 介護支援センター、他の指定居宅介護支援 支援事業者、介護保険施設、指定特定相談 に努めているか。	受事業者、指定介護予防	適	無	否	
(5)利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため 行うとともに、従業者に対し、研修を実施 いるか。(令和6年3月31日までは努力義務	でする等の措置を講じて	適	無	否	
(6)介護保険等関連情報を活用し、PDCAサ ることにより、提供するサービスの質の向		適	無	否	(老企第22号第2·3 (1))
・運営規程、パンフレットその他利用者に説明 等に反した内容となっていないか。	月する文書は法令・規則	適	無	否	
第2 人員に関する基準					
					介護保険法第81条第1項
(1)1人以上は常勤となっているか。		適	無	否	【基準省令第2条第1
※介護支援専門員証の有効期間を過ぎてい	いないか。	適	無	否	項】 ・勤務体制一覧表
※兼務している介護支援専門員の兼務状況	記は適切か。	適	無	否	・出勤簿(タイムカード)
同一の事業者によって当該事務所に併記 あって、当該事業所の職務と同時並行的に えないと考えられるものについては、その の従業者が勤務すべき時間数に達していれ す。	工行われることが差し支 の勤務時間の合計が常勤				・給与台帳 ・介護支援専門員証 ・雇用契約書 ・辞令 等
(2)利用者35人に対して又はその端数を増す ているか。	トごとに1以上の配置し	適	無	否	【基準省令第2条第2 項】
※介護支援専門員1人当たりの利用者数を	>確認				・利用者一覧表
第一個文版等「負1人当たりの利用有数を 増員する場合、常勤の介護支援専門員を ましいが、非常勤とすることを妨げない。					(老企第22号第2·2(1))

確 認 事 項	適	無	否	確認書類等
(3) 非常勤の介護支援専門員は、介護保険施設の常勤専従の介護支援 専門員と兼務となっていないか。	適	無	否	(老企第22号第2·2(1)) ・勤務体制一覧表
<u>2 管理者</u> →条例第5条 (1)常勤の管理者を置いているか。	適	無	否	【基準省令第3条第1項】 ・勤務体制一覧表 ・出勤簿(タイムカード)
(2) 主任介護支援専門員の管理者を置いているか。 ※主任介護支援専門員の更新期限(主任介護支援専門員研修の修 了日から5年以内)を過ぎていないか。 ※主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない 理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門 員を除く。)を管理者とすることができる。 なお、令和9年3月31日までは、令和3年3月31日時点で管 理者であった者を管理者とすることができる。	適適	無無	否否	・給与台帳 【基準省令第3条第2項】 ・主任介護支援専門員 (更 新)研修修了証 書 ・介護支援専門員証
(3) 管理者は専らその職務に従事しているか。 ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。 ①介護支援専門員の職務に従事する場合 ②同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理 する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る)。	適	無	否	【基準省令第3条第3 項】 (老企第22号第2·2 (2))
(4)営業時間中は、常に利用者からの利用申込等に対応できる体制を 整えているか。	適	無	否	(老企第22号第2·2 (2))
(5)介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務となっていな いか。	適	無	否	(老企第22号第2·2 (2))
1 内容及び手続の説明及び同意 →条例第6条			 	【基準省令第4条第1
(1) 重要事項を記した文書を交付して、説明を行っているか。	適	無	否	項】 (老企第22号第2・ 3(2))
(2)重要事項を記した文書に不適切な事項や漏れ、また運営規程の内 容と相違はないか。	適	無	否	• 重要事項説明書
重要事項最低必要項目 ① 運営規程の概要 ② 介護支援専門員の勤務体制 ③ 秘密の保持 ④ 事故発生時の対応 ⑤ 苦情処理の体制				
(3)利用申込者の同意は、適正に徴されているか。	適	無	否	【基準省令第4条第1
・当該同意はできる限り書面により確認されているか。 (市独自)	適	無	否	項】 ・同意に関する書類
(4)指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、				【基準省令第4条第2項】
①利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること	適	無	否	(基本方針
②利用者は居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス 事業者等の選定理由の説明を求めることができること	適	無	否	→基準省令第1条の 2)

確 認 事 項	適	無	否	確認書類等
③前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合	適	無	否	
について、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行っ ているか。	適	無	否	
また、理解したことについて署名を得ているか。	適	無	否	
(5)指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又は その家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必 要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及 び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めているか。	適	無	否	【基準省令第4条第3項】
2 提供拒否の禁止 →条例第7条 ・正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 (提供を拒否したことがある場合は、どのような事例か。) 正当な理由の例 ①事業所の現員では対応しきれない。	適	無	否	【基準省令第5条】 ・利用申込受付簿 ・要介護度の分布がわ かる 資料 (老企第22号第2・ 3(3))
②利用申込者の居住地が実施地域外である。 ③利用申込者が他の指定居宅介護支援事業者にも併せて 指定居宅介護支援の依頼を行っている場合等				
<u>3 サービス提供困難時の対応</u> →条例第8条 ・他の居宅介護支援事業者の紹介等を行っているか。	適	無	否	【基準省令第6条】
 4 受給資格等の確認 →条例第9条 (1)サービス提供を求められた場合、以下の要件を被保険者証によって確認しているか。 ①被保険者資格 	適	無	否	【基準省令第7条】 ・サービス利用票控 ・個人記録
②要介護認定の有無 ③要介護認定の有効期間 (2)確認した後は、利用者へ被保険者証を返却しているか。 (サービス事業者が被保険者証を取り込んでいないか。)	適	無	否	
5 要介護認定の申請に係る援助 →条例第10条 (1)要介護認定を受けていない場合は、説明を行い、必要な援助を行っているか。 ※必要な援助とは、既に申請が行われているかどうか確認し、申請をしていない場合は、利用申込者の意向を踏まえて、代行申請	適	無	否	【基準省令第8条第1項 及び第2項】
を行うか、申請を促すこと。 (2)更新の申請は、有効期間の終了する60日前から遅くとも30日前にはなされるよう必要に応じて援助を行っているか。	適	無	否	【基準省令第8条第3項】
6 身分を証する書類の携行 →条例第11条(1)介護支援専門員証を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示しているか。	適	無	否	【基準省令第9条】 ・介護支援専門員証

確 認 事 項	適	無	否	確認書類等
<u>7 利用料等の受領</u> →条例第12条				【基準省令第10条】
(1) 償還払いの場合の利用料の額と、代理受領がなされる場合の額と の間に、不合理な差額が生じていないか。	適	無	否	・領収証控 ・給付費明細書
(2)利用者の選定により通常の実施地域以外の地域の居宅において指 定居宅介護支援を行った場合に要した交通費の額以外の支払を受 けていないか。	適	無	否	・重要事項説明書・運営規程・領収証控・同意書
(3)(2)の交通費の額の支払いを受ける場合には、その内容及び費用について、あらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、同意を得ているか。	適	無	否	
(4)利用料等の支払いを受けた際、領収証を交付しているか。 (5)領収証については、個別の費用ごとに分けて記載しているか。	適適	無無	否 否	
8 保険給付の請求のための証明書の交付 →条例第13条				【基準省令第11条】
・適切に内容を記した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対 して交付しているか。				・指定居宅介護支援提 供証明書控
9 居宅介護支援の基本取扱方針 →条例第14条				【基準省令第12条第1
(1)利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するとともに、医療サービスとの連携に十分配慮してなされているか。	適	無	否	項】 ・居宅サービス計画書
(2)提供する居宅介護支援事業の質の評価を行い、常にその改善を 図っているか。	適	無	否	【基準省令第12条第2 項】
<u>10</u> 居宅介護支援の具体的取扱方針 →条例第15条				
(1)介護支援専門員以外の者に居宅サービス計画の作成業務をさせていないか。	適	無	否	【基準省令第13条一】 ・居宅サービス計画書
(2)サービスの提供方法等について、利用者又はその家族に対し、理 解しやすいように説明を行っているか。	適	無	否	【基準省令第13条二】
(3)居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に居宅サービスの利用が行われるようにしているか。	適	無	否	【基準省令第13条三】
また、支給限度額の枠があることのみで、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長してないか。		無	否	(老企第22号第2·3(8) ③)
(4) 居宅サービス計画の作成に当たっては、介護給付等対象サービス 以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民によ る自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計 画上に位置付けるよう努めているか。	適	無	否	【基準省令第13条四】 ・介護給付等対象サー ビス以外のサービスの 情報に関する資料
(5)居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービス選択に資するよう、居宅サービス計画案の作成にあたって複数の指定居宅サービス事業者等の紹介の求めがあった場合等には誠実に対応するとともに、居宅サービス計画案を提示する際には、居住する地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を利用者又はその家族に対して提供しているか。	適	無	否	【基準省令第13条五】 ・サービス事業者等の 情報に関する資料 (老企第22号第2·3(8) ⑤)
また、集合住宅等において、特定の指定居宅サービス事業者の サービスを利用することを、選択の機会を与えることなく入居条 件とするようなことはあってはならないが、居宅サービス計画に ついても、集合住宅と同一敷地内等の指定居宅サービス事業者の みを居宅サービス計画に位置づけるようなことをしていないか。		無	否	

確認事項	適	無	否	確認書類等
(6)利用者の有する能力、取り巻く環境等の評価を通じて、利用者が 現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。	適	無	否	【基準省令第13条六】 ・課題分析項目
解決すべき課題の把握に当たっては、課題分析標準項目によって 把握しているか。(H11.11.12老企第29号別紙4)	適	無	否	
(7)解決すべき課題の把握(アセスメント)に当たっては、利用者が 入院中であることなど物理的な理由がある場合を除き利用者の居 宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っているか。	適	無	否	【基準省令第13条七】 (老企第22号第2·3(8) ⑦)
このとき、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説 明し、理解を得ているか。	適	無	否	
当該アセスメントの結果について記録し、その記録を5年間保存しているか。 (→条例第31条第2項)	適	無	否	【基準省令第29条第2 項】
(8)利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び地域における居宅サービス提供の体制を勘案して、解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、サービスの目標・達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービス提供上の留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しているか。	適	無	否	【基準省令第13条八】
また、当該サービス計画原案には、長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期等を明確に盛り込み、当該達成時期には居宅サービス計画及び各指定居宅サービス等の評価を行い得るようになっているか。	適	無	否	(老企第22号第2·3(8) ⑧)
(9)居宅サービス計画の原案の内容について、利用者及びその家族の 参加を基本としつつ、当該居宅サービス計画の原案に位置付けた 指定居宅サービス等の担当者(以下「担当者」)を招集して行う サービス担当者会議を適宜開催し、利用者の状況等に関する情報 を担当者と共有するとともに、原案の内容について専門的な見地 からの意見を求めているか。	適	無	否	【基準省令第13条九】 ・サービス担当者会議 の要点 ・サービス担当者に対 する照会記録
また、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により、意見を求めているか。	適	無	否	
※「その他のやむを得ない理由」がある場合とは、「開催の日程調整を行ったが、担当者の事由により参加が得られなかった場合」や「居宅サービス計画の変更であって、利用者の状態に大きな変化が見られない場合等」が想定される。	適	無	否	(老企第22号第2·3(8) ⑨)
※「末期の悪性腫瘍の利用者について必要と認める場合」とは、主治の医師等が日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると判断した時点以降において、主治の医師等の助言を得た上で、介護支援専門員がサービス担当者に対する照会等により意見を求めることが必要と判断した場合を想定している。	適	無	否	
また、サービスの種類や利用回数の変更等を利用者に状態変化が生じるたびに迅速に行っていくことが求められるため、日常生活上の障害が出現する前に、今後利用が必要と見込まれるサービス等の担当者を含めた関係者を招集した上で、予測される状態変化と支援の方向性について関係者間で共有するよう努めているか。	適	無	否	
サービス担当者会議の要点、担当者への照会内容について記録 し、5年間保存しているか。 (→条例第31条第2項)	適	無	否	【基準省令第29条第2 項】

	確	認	事	項			適	無	否	確認書類等
(10) 計画の原案に 上で、当該居 の家族に対し	宅サー	ビス計画の	原案の内	容につい	ハ て 利用	者又はそ	適	無	否	【基準省令第13条十】 ・居宅サービス計画書 ・サービス利用票控
また、サーがなされてい	るか。						適	無		・居宅サービス計画に 対する同意書
(11) 居宅サービス 用者及び担当 居宅サービス	者に交付	付している	か。	るか。		, , , , , , , , , ,	適 :	無無無	否否	【基準省令第13条十 一】 【基準省令第29条第2
(12) 居宅サービス 出を求め、居 性について確	宅サー	ビス計画と		の個別	サービス		適	無	否	【基準省令第13条十 二】
(13) 計画作成後に 的なアセスメ 握を行い、必 者等との連絡	おいて ントを 要に応	も、実施状 含む) を行 じて居宅サ	テうととも ーービス計	に、解え	快すべき 更、サー	課題の把	適	無	否	【基準省令第13条十 三】 ・居宅介護支援経過 ・サービス担当者に対 する照会記録
※モニタリ モニタリ 満足度等、 ビス計画の 事業者等との (→条例第31	ングをi 援助目t 変更の』 連絡調	通じて把握票の達成度 必要性等に 整に関する	した、利 、事業者 ついて記	用者や ² との調整 載する。	その家族 整内容、	居宅サー	適	無	否	【基準省令第29条第2 項】
(14) 指定居宅サー ときその他必 の他の利用者 るものを、利 薬剤師に提供	ビス事 要と認 の心身 用者の	業者等から めるときに 又は生活の 同意を得る	は、利用者 り状況に係	音の服薬 系る情報	状況、口 のうち必	1腔機能そ 公要と認め	適	無	否	【基準省令第13条十三 の2】 ・利用者の同意 ・情報提供の記録 (老企第22号第2·3(8)
(15) モニタリング ビス事業者等 い限り、次に イ 少なく 面接するこ ロ 少なく	に当た。 との連続 定める とも一り と。	っては、利 絡を継続的 ところによ 月に一回、	に行うこ り、行れ 利用者の	ととし、 れてい 居宅を記	、特段の るか。 訪問し、	事情のな利用者に	適	無	否	(3) 【基準省令第13条十 四】 ・モニタリング記録
と。 ※ 特段の事	情につい	ハて、具体	的な内容	を記録し	している	か。	適	無	否	(老企第22号第2·3(8) ⑭)
モニタリン	グの結り	果の記録は	、5年間				適	無	否	【基準省令第29条第2 項】
(16) 次に掲げる場 居宅サービス	計画の	変更の必要	軽性につい	当者会		により、	適	無	否	【基準省令第13条十 五】 ・居宅介護支援経過
	い理由だ 的な見り 養認定	がある場合	îについて 気見を求め 護更新認?	ている。 定	か。	する照会	適	無		・サービス担当者に対 する照会記録 (老企第22号第2·3(8) ⑤)
(17) (3)から(ビス計画の変						居宅サー	適	無	否	【基準省令第13条十 六】
(18) 適切な保健医 提供された場 を営むことが 設への入院又 その他の便宜	合にお 困難と は入所	いても、利 なったと記 を希望する	刊用者がる 忍める場合 る場合にに	その居宅 含又は利	において 用者が介	日常生活 茂保険施				【基準省令第13条十七】 ・居宅介護支援経過・介護保険施設への照 会記録
その他の便且 また、介護 めるなどして	保険施設	設への紹介		ては、	主治医に	意見を求	適	無	否	(老企第22号第2·3(8) ⑰) ・主治医との連絡記録

	確	認	事	項			適	無	否	確認書類等
(19) 介護保険施設 があった場合		•					適	無	否	【基準省令第13条十 八】
か。 う、あらかじ か。										・介護保険施設等との 連絡記録
ん。 (20) 居宅サービス (生活援助中							適	無	否	【基準省令第13条十八 の二】
当性を検討し	、当該居	宅サート	ごス計画に	訪問介	護が必要	な理由を				・居宅サービス計画書 (老企第22号第2・3(8)
記載するとと るか。	もに、当	該居宅が	トービス計	・画を市	町村に届け	け出てい				(19)
(21) 指定居宅介護 位置付けられ							適	無	否	【基準省令第13条十八の三】
特例居宅介護 域密着型介護										・居宅サービス計画書 (老企第22号第2·3(8)
いう。)の総案 区分支給限度	頁が法第4	13条第2項	頁に規定す	る居宅	介護サー	ビス費等				(20)
サービス費が	サービス	費の総額	頁に占める	割合が	厚生労働	大臣が定				
める基準に該 場合には、当	該指定居	宅介護才	て援事業所	の居宅	サービス	計画の利				
用の妥当性を 理由等を記載										
け出ているか (令和3年1		から適用])							
(22) 利用者が訪問							適	無	否	【基準省令第13条十 九】
利用を希望し 得て主治の医					、利用石	/ 川思を				・主治の医師等への照 会記録、同意書
(23) また、その は、当該居宅							適	無	否	【基準省令第13条十九 の二】
(24) 居宅サービス 当該医療サー							適	無	否	【基準省令第13条二 十】
行っているか	0						\	_		・主治の医師等の指示 書等
また、医療 合に、主治の きは、当該留	医師の医	学的観点	がらの留	意事項	が示され		適	無	否	
(25) 居宅サービス							適	無	否	【基準省令第13条二十 一】
置付ける場合 期入所生活介	護及び短	期入所獲	景養介護を	利用す	る日数が	要介護認				1
定の有効期間 ※短期入所生	E活介護、	短期入所	療養介護及	及び短期	利用特定的	設入居者				
生活介護は、						- 0	法	無	否	【基準省令第13条二十
(26) 居宅サービスける場合は、	サービス	担当者会	会議を開催	して、			適	ж.	首	二】 【基準省令第13条二十
を検討し、必 福祉用具貸与	について	は、居営	セサービス	、 計画作			適	無	否	三】 ・居宅サービス計画書
随時サービス し、継続の必										・サービス担当者会議の要点
るか。			· · ·	r \						(老企第22号第2·3(8) ②)
○福祉用具貸 マ 軽度者 (、	ámr.		【老企第36号第2· 9(2)】 (平成27年厚労省告示
ア・軽度者((尿のみを自	動的に吸	引する機	と能のもの	を除く	。)につい	ハては、	適	無	否	(千成27千字万省 c / / / / / / / / / / / / / / / / / /
要介護1、2 具貸与を位置	付ける場	合には、	「厚生労	働大臣	が定める	基準に適				
合する利用者 確認するため 査票の写し」	、直近の	認定調査	至票の必要	な部分						
あらかじめ	. –		-	- 0	情報開示	させ、そ	適	無		
れを入手して	いるか。									9(2)

	確	認	事	項			適	無	否	確認書類等
イ 当該軽度 査票の写しの						業者に調	適	無	否	【老企第36号第2· 9(2)】
ウ 車いす及 く) について における移動 において段差 ついて、主治 催するなどの	は、上記 の支援が の解消が 医の意見	認定調査 特に必要 必要と認 を踏まえ	至結果に 要と認め 忍められ、 こつつ、	よる以外 られる者 る者」に サービス	、「日常 ² 」 」及び「 ² 該当する ⁷ 担当者会記	生活範囲 生活環境 か否かに 義等を開	適	無	否	【老企第36号第2· 9(2)】
エ 基本調査 の対象とする場 を貸与するの ②サービス り福町だス の要否を判	き状態像 合いな 当当 が 者会 等 音 の 等 が 等 が 発 き が 発 き が き が き の き の き の き の き の き の も の も の も の も の	i)から 見に基づ 議等を通 に必要で 実な方法	biii) 」 がき判断が がある旨が がある旨が	に該当す され、か 切なケア が判断さ	る者に対す つ マネジメン れているこ	象外種目 ントによ ことを	適	無	否	【老企第36号第2· 9(2)】
(27) 利用者が提示 る居宅サービ 利用者にその 計画を作成し	ス等の種 趣旨を説	類の指定 明し、理	官につい	ての記載	がある場合	合には、	適	無	否	【基準省令第13条二十四】
(28) 利用者が要支 情報を提供す るか。							適	無	否	【基準省令第13条二十 五】
(29) 指定介護予防 けるに当たっ が適正に実施	ては、業	務量等を	を勘案し、	、指定居			適	無	否	【基準省令第13条二十 六】
(30) 地域ケア会議 求めがあった							適	無	否	【基準省令第13条二十七】
(31) 認知症、障害 契約手続等を 場合は、地域 用者又は家族 見制度を活用 条例第15条第	行うため 包括支援 に紹介す すること	に成年後 センター る等、 	後見制度 一や市町 関係機関	の活用が 村担当課 と連携し	必要と認 等の相談 、利用者	められる 窓口を利 が成年後	適	無	否	
11 法定代理受領 ・実績を確認 対し提出して	した上で					国保連に	適	無	否	【基準省令第14条】 ・給付管理票控
 12 利用者に対す	⁻ る居宅サ	ーービス語	計画等の	書類の交	<u> </u>					【基準省令第15条】
・利用者が他 援認定を受け し、直近の居 付しているか	た場合等 宅サービ	等申出が	あったり	易合には	帝望する場 、当該利	用者に対	適	無	否	・(書類送付に関する記 録)
13 利用者に関す	る市町村	ナへの通知	—— ⑪ →条	—— 例第18	 条					【基準省令第16条】
・利用者が次 へ通知してい ①正当な理 示に従わな 認められる	るか。 由なしに いこと等	、介護絲	合付対象 [、]	サービス	の利用に関	関する指	適	無	否	

確 認 事 項	適	無	否	確認書類等
②偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 市町村への通知の記録は、5年間保存しているか。 (→条例第31条第2項)	適	無	否	【基準省令第29条第2 項】
 14 管理者の責務 →条例第19条 (1)管理者は、介護支援専門員その他の従業者の管理、利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行っているか。 	適	無	否	【基準省令第17条】 ・組織図 ・業務日誌等
(2)管理者は、従業者に「運営に係る基準」を遵守させるために必要 な指揮命令を行っているか。	適	無	否	
15 運営規程 →条例第20条 ・運営規程は、実際に行っているサービスの内容と合致している か。また重要事項説明書の内容と相違はないか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②職員の職種、員数及び職務内容 ③営業日及び営業時間 ④指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥虐待の防止のための措置に関する事項 (令和6年3月31日までの経過措置あり) ⑦その他の運営に関する重要事項	適	無	否	【基準省令第18条】 ·運営規程
16 勤務体制の確保 →条例第21条 (1)勤務体制が勤務表 (原則として月ごと)により明確にされているか。(日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等) (2)事業所ごとに、当該事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援	. —	無無		【基準省令第19条】 (老企第22号第2・ 3(13)) ・就業規則 ・雇用契約書 ・勤務計画 ・勤務表
の業務を担当させているか。 (3)従業者の資質向上のため、各種研修会に参加させているか。	適	無	否	・研修計画 ・研修会資料
(4)適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場におけるハラスメントにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じているか。 ・事業者の方針を明確化し、従業者に周知・啓発しているか。 ・相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知しているか。	適	無	否	
17 業務継続計画の策定等 →条例第21条の2 (令和6年3月31日までは努力義務とする経過措置あり) (1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	適	無	否	【基準省令第19条の2】 (老企第22号第2・ 3(14)) ・業務継続計画 ・研修の記録
(2)介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するととも に、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。また、研修 の実施内容について記録しているか。	適	無	否	
(3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計 画の変更を行っているか。	適	無	否	
	ı	1		1

確 認 事 項	適	無	否	確認書類等
<u>18 設備及び備品等</u> →条例第22条				【基準省令第20条】 ・平面図
(1)必要な広さの区画を有し、指定居宅介護支援の提供に必要な設備 及び備品等を備えているか。 (電話、机・椅子等)	適	無	否	
(2)相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースが確 保されているか。	適	無	否	(老企第22号第2· 3(15))
また、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど 利用しやすい構造となっているか。	適	無	否	
19 従業者の健康管理 →条例第23条				【基準省令第21条】 ・(健康管理に関する記
・介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管 理を行っているか。	適	無	否	録)
20 感染症の予防及びまん延の防止のための措置				【基準省令第21条の2】 (老企第22号3(16))
→条例第23条の2 (令和6年3月31日までは努力義務とする経過措置あり)				・感染症の予防及びま ん 延の防止のための指針
(1) 感染症の予防及びまん延の防止ための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図っているか。	適	無	否	・委員会及び周知の記録・研修の記録
(2)当該指定居宅支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。	適	無	否	
(3)介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。また、研修の実施内容について記録しているか。	適	無	否	
<u>21 掲 示</u> →条例第24条				【基準省令第22条】
(1)重要事項の掲示方法は適切か。(場所、文字の大きさ等)	適	無	否	・重要事項説明書
(2)掲示事項はすべて掲示されているか。 ①運営規程の概要 ②従業者の勤務体制 ③苦情に対する措置の概要	適	無	否	・平面図
(3)掲示事項の内容、実際に行っているサービス内容、届け出ている内容が一致しているか。	適	無	否	・運営規程
<u>22 秘密保持</u> →条例第 2 5 条				【基準省令第23条】 ・個人情報の保管場所
(1)利用者の個人記録の保管方法は適切か。		無	!	
(2)秘密保持のため、必要な措置を講じているか。(例えば就業規則 に盛り込むなど雇用時の取り決め等を行っているか。)	適	無	否	Hessi
(3)サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いる場合は利用者 の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意 を、あらかじめ文書により得ているか。	適	無	否	
(4)同意内容以外の事項まで情報提供していないか。	適	無	否	
				【基準省令第24条】 ・広告
(1)内容が虚偽又は誇大なものになっていないか。	適	無	否	・ 仏古 ・ パンフレット
(2)同一系列事業体のサービスの営業活動を併せて行っていないか。	適	無	否	

	確	認	事	項	適	無	否	確認書類等
24 居宅サー	ービス事業者等	等からの利	<u>川益収受の</u>	<u> </u>				
は、居宅 支援事業 等による	Eサービス計画 新の介護支援	画の作成又 受専門員に	【は変更に 【対して特	→条例第27条 護支援事業所の管理者 関し、当該指定居宅介護 定の居宅サービス事業者 対指示等を行っていない		無	否	【基準省令第25条第1 項】
				它の居宅サービス事業者等 を行っていないか。	適	無	否	【基準省令第25条第2項】
				のに、解決すべき課題に即 い旨の指示を行っていない	適	無	否	(老企第22号第2· 3(19))
業者等に	よるサービス	スを利用さ	せること	て特定の居宅サービス事 の対償として、当該居宅 上の利益を収受していな	適	無	否	【基準省令第25条第3 項】
25 _ 苦情処理	里 →条例第:	28条						【基準省令第26条】
か。(相 内容の説	談窓口の連絡	8先、苦情	が理の体	いつ適切に対応している が制及び手順等をサービス 「業所に掲示している	適	無	否	・重要事項説明書・苦情処理マニュアル
か。) (2)苦情内容 苦情の内	を記録してい 日容等の記録に		保存して	「いるか。 (→条例第31条第2項)	適適	無無	否否	【基準省令第29条第2 項】
(3)苦情内容 るか。	でを踏まえ、サ	ナービスの	質の向上	に向けた取組を行ってい	適	無	否	
	が行う調査に協 対言に従い、必]言を受けた場合、その指 いるか。	適	無	否	
(5)市町村か 告してい		うった場合	いこ、(4) の	の改善内容を市町村に報	適	無	否	
(6)国保連へ るか。	の苦情申立て	こに関して	、利用者	た必要な援助を行ってい	適	無	否	
(7)国保連が 行ってい		協力し、指	が は は は は は は は は は は は は は は は は は は は]言を受けた場合に改善を	適	無	否	
(8)国保連か 告してい		あった場合	合に、(7)	の改善内容を国保連に報	適	無	否	
	三時の対応 -		29条					【基準省令第27条】 (老企第22号第2·
	: 時の連絡体制 事業者等に対		れている	か。(市町村、家族、	適	無	否	3(21)) ・連絡体制図 ・フェイスシート
(2)事故の状	沈及び事故に	と際して採	くった処置	を記録しているか	適	無	否	・連絡マニュアル・保険証書
	に況及び事故に ているか。			置についての記録は、5年 項)				・事故記録 【基準省令第29条第2 項】
(3)賠償すべ か。	ミ事故が生し	じた場合、	速やかに	損害賠償を行っている	適	無	否	
_	こじた際には、	その原因	■を解明し	、再発防止策を講じてい	適	無	否	
<u> </u>						i	i	l

存	在 認	事	項		適	無	否	確認書類等
るか。 (2)当該指定居宅支 しているか。 (3)支援専門員に対	日までは努 の対策を検 ができる・ について、 援事業所に し、虐待の 実施している。	力義務とす。 計する委員: のとする。) 介護支援専門 おける虐待。 防止のためらか。また、	会(テレビ) 会で定期的 明員に周知 の防止のた の研修及 研修の実施	電話装置等を活 に開催するとと 徹底を図ってい めの指針を整備 訓練を定期的に 面内容について	適	無無無無	否 否 否	【基準省令第27条の2】 (老企第22号3(22)) ・虐待の防止のための 指 針 ・委員会及び周知の記 録 ・研修の記録
 - 28 <u>会計の区分</u> - ・指定居宅介護 いるか。			他の事業の)会計を区分して	適	無	否	【基準省令第28条】 ・会計関係書類
(月 サー 記金 市田	備品及び会居宅サービ 年間保存し サービス事 かの利用者ご 号宅サービス ービス担当者 最)	計に関する。 ス計画等に ているか。 業者との連済 さ計画、アセ で計画、アセ で会議等の記 に係る記録	関する諸記 絡調整に関 : 護支援台帖 : スメンモータ : : : : : : : : : : : : :	録を整備しその する記録 長 り結果の記録、 リングの結果の Y容の記録、事故	適	無無	否	【基準省令第29条】 ・従業者に関する書類 ・設備・備品台帳 ・会計関係書類
第4 変更の届出※変更の届出が必要・事業所の専用・管理者は届け・運営規程は届	区画は届け 出ている者	出ている区i と一致してい	画と一致し いるか。	ているか。	適適	!!	否	・届出書類の控え ・平面図、現地確認 ・従業者の勤務形態一 覧表 ・運営規程
参考 業務管理体制・クロック	体制 備に関する。 (名が従業者	届出を行っ [、] 年 月 に周知され [、]	ているか。 日)			無無	否	【介護保険法第115条の32】 ・業務管理体制届出書 【介護保険法第115条の
・当該年度の報告 ステムの入力を行 いつ行ったか。・当該年度に修正 いつ行ったか。	依頼通知が、 っているか。 (があった場	あったとき、 年 月 合入力を行・ 年 月	日) っているか 日)		適	無無無		35】 (老振第0331007号・別 紙) ・介護サービス情報公 表システム

【注】参考1、参考2は、「人員・設備・運営基準」に含まれるものではありませんが、「介護サービス事業者」の 義務として法律に明記されているものです。